

帝国日本の官立高等商業学校を 考える参照項 中

近年の研究動向をふまえて

阿部安成

Yasunari Abe

滋賀大学 経済学部 / 教授

今井綾乃

Ayano Imai

滋賀大学大学院 経済学研究科 /
博士後期課程

坂野鉄也

Tetsuya Banno

滋賀大学 経済学部 / 教授

歴史学においては参照・引用することなしに研究がなりたたない。史料をみて、そこから何かを読み取ることではじめて歴史研究が生まれ、史料を引用したり論じたりすることで論文や書籍ができあがる。またその際には、先行する研究も参照・引用することになる。参照したすべてのものが成果物としての論文や書籍に現れるわけではないとはいえ、参照することに歴史研究は始まり、ときには引用し成果物をなす。

史資料を参照する方法は近年、大きく変わったといえる。国立国会図書館デジタルコレクションは、国立国会図書館が「国立国会図書館デジタル化資料」として運用を始めて今年(2020年)でちょうど10年目にあたる²¹⁾。歴史学における史資料のデジタル化の歴史はもっと長い²²⁾が、日本近代史の研究においていまや、参照する方法もその容易さも大きく変化していることがよくわかる事例である。

その容易さは同時に、歴史研究の成果を著す研究者には精確さを求めることになる。著者が参照することの容易さは、読者が参照することの容易さも意味する。参照の精確さがすぐさま検証されることになる。ある史料を引いた記述があったならば、それは正しく引用されねばならないし、その内容の理解の正確さもすぐさま問われることになる。

田村幸男の書『帝国憲法期の入学と就職：官立高等工業学校16,718人の内・外地での移動』(雄山閣、2019年)は、その冒頭に大日本帝国憲法の条文を二つ指摘することから筆が起こされる。いわば、本書を特徴づける内容がそこにあるということであろう。ひとつは、第十九条であり、もうひとつは第二十二條である。そして、それぞれの条文から

21) 「国立国会図書館デジタルコレクションの歩み」<https://dl.ndl.go.jp/ja/history.html> 最終アクセス日：2020年7月20日。以下、国立国会図書館デジタルコレクションはNDLDCと略す。

著者は、「個人の能力に応じた階層上昇=社会移動」と「人口移動」を読み取る。官立高等工業学校（以下、「官立高工」と略す。）生徒の入学・就職にともなう「社会移動」と「人口移動」には、「産業化を基軸とした日本の近代化過程が色濃く投影されている」（3頁）のであり、著者がデータベースを作成した意義はそこに見られるのであろう。

しかし著者の記述では条文に付された数字の表記は「二十二」が「二二」と記され原文に従っていない。また、順序を表す接頭語の「第」もない。本書において法律・命令・告示等が参照される場合、その典拠にはほぼ「第」が抜け落ちている。たとえば、14頁には官立高工を規定することになるふたつの重要な勅令が示される。1903（明治36）年勅令第六十一号「専門学校令」と同年勅令第六十二号「実業学校令中改正」である。著者はここにおいても「第」をつけず、それぞれ「勅令六一号」、「勅令六二号」と記す。

これらは些末な事項であり読者の参照可能性が担保されればよいという意見もあろうが、それぞれの条文の内容に対しても無理に読み込んでいる様子が窺われる。本書冒頭に記された大日本帝国憲法の各条文はそれぞれこうである。「第十九条 日本臣民ハ法律命令ノ定ムル所ノ資格ニ応シ均ク文武官ニ任セラレ及其ノ他ノ公務ニ就クコトヲ得」、そして「第二十二条 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス」というものである。第十九条は文官・武官といった公務員になることが「資格ニ応シ均ク」可能であることを述べているに過ぎず、これをもって社会的移動全般を示すということは難しい。また、「人口移動」にも「法律ノ範囲内」という条件が付されている。高等工業学校の生徒の社会的・空間的移動が論

述されるその書の冒頭において、法文の慎重な読み取りが行われることなく、文章が始められるのである。

史料の参照において形式、内容とも覚束ないだけでなく、明らかな誤りもある。15頁に「図表3 専門学校数（1942年）」という表があり、注には「文部省専門教育局『専門学校一覧（昭和17年1月現在）』から作成。帝大附属専門部を含まない。」とある。表中では官立専門学校数が29校と示されるが、該当すると思われる文部省専門教育局『専門学校一覧』によれば官立の「一般専門学校数」は「帝大附属専門部」を含み30校である。あくまでも該当すると思われると記さねばならないのは、評者が参照できたのは『専門学校一覧 昭和十七年十一月現在』（圏点は評者による。）だという事由による。またたとえ、著者が参照した「昭和17年1月現在」のものとは異なる資料であったとしても、この数字の誤りはおこらない。評者が参照した文部省専門教育局『専門学校一覧 昭和十七年十一月現在』にはそれぞれの学校、専門部の設立年が記されている。それによれば、1942（昭和17）年に新規に設立された専門学校はない。著者と評者の参照した記録のずれ10ヶ月を考慮にいれても、その間に1校も増えてはいないのである。

そもそも29校であれ30校であれその数の数え方と分析との対応関係という視点が著者にはない。『専門学校一覧 昭和十七年十一月現在』によれば、官立の一般専門学校は「帝大附属専門部」を除くと21校あり、さらに、東京商大、東京工大、神宮皇學館大学や官立医科大学の附属専門部、中央气象台附属気象技術官養成所を除いた「附属」ではない一般専門学校は、富山薬学専門学校、熊本薬学専門学校、東京外国語学校、大阪外国

語学校、東京高等歯科医学校、東京美術学校、東京音楽学校、東京高等体育学校の計8校しかない。著者はこの「図表3」に続く分析において、官立専門学校と私立専門学校との校数を比較し分析するが(16頁)、そこにおいては数のつかみ方は大きく影響を与えるのである。

そして、数を問題にするのであれば、1942年の史料を用いることの適切さも問われなければならない。著者は、1942年を選んだことの理由として「専門学校制度は、制度発足後四〇年経った戦時期末の一九四三年に初めて制度変更が行われた」ことを挙げる。しかし、「昭和12年の日支事変勃発からの戦局拡大に伴う医師不足を解消する目的で作られた」とされる「臨時附属医学専門部」が²²⁾、1939(昭和14)年5月13日付勅令第三百十五号によって七帝大六医科大学に設置されることとなり²³⁾、官立一般専門学校が一気に13校増えたのである。このとき、制度としての専門学校が「戦時体制」下に置かれたと考えられないだろうか。1939年以後の時期を取りあげることの意味の説明は必要となる。

また、史料の精確な読みの問題はほかにも見られる。II(今井担当)でも論じられたように、著者の分析のひとつの鍵となるのは、官立高等工業学校への入学、大学への進学に際して「正系」「傍系」という経路区分をおこなったことである。今井の説明を繰り返せば、「官立高工の入学経路のうち、著者は中学校から入学する経路を「正系」とよび、中学校以外から入学する経路を「傍系」と表し」、「大学への進学経路のうち、高等学校から進学する経路を「正系」、官立高工などの高等学校以外から進学する経路を「傍系」と表した」。このなかでも官

立高工への入学について「外地の日本人対象の中学」の「正系」「傍系」の経路区分において、著者は「台湾総督府中学校及高等女学校生徒及卒業生ノ他ノ学校へ入学転学ニ関スル規程(一九〇七年文部省令第三五号)」「(第三章 注(10))」を引き、「内地の学校への入学に当たって内地の中学とは別の措置がされたため」、「広義の傍系」に分類している(147頁)。しかし、明治四十年文部省令第三十五号では、「第一条 台湾総督府中学校第二部ノ生徒及卒業生ノ他ノ学校へ入学転学ノ関係ニ就キ明治三十二年勅令第二十八号中学校令ニ依リ設置シタル府県立中学校ノ生徒及卒業生ト同一ノ取扱ヲ受ク」とある²⁴⁾。ここで「台湾総督府中学校第二部」とは、尋常小学校を卒業した者が入学できる修業年限5年のものを指し、内地の中学校と同程度のものである。つまり、台湾に在住する「日本人」向けの「別の措置」とは、内地の中学校生徒や卒業生と「同一ノ取扱ヲ受ク」ということである。これは外地の中学卒業生を「傍系」にする根拠となりえない²⁵⁾。

「外地」という名辞を巡っても混乱が見られる。「外地との往来」と題した第四章において、官立高工への「外地」からの入学、卒業生の「外地」への就職を扱っており、第二節では「外地」の定義が試みられている。ここでは「外地の法的問題の基本文献となっている」という清宮四郎『外地法序説』(有斐閣、1944年)から、「近年の研究」として、向英洋『詳解旧外地法』(日本加除出版、2007年)、浅野豊美『帝国日本の植民地法制：法域統合と帝国秩序』(名古屋大学出版会、2008年)、遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍：満州・朝鮮・台湾』(明石書店、2010年)、石川健

22) 根本良介「誌上発表 戦時下の臨時付属医学専門部について 1.総力戦体制下の医学教育」『日本医史学雑誌』第62巻第2号、2016年、228頁。

23) 『官報』第3704号、1939年5月15日付。なお、同年6月15日付『官報』(第3731号)における千葉医科大学・長崎医科大学の臨時附属医学専門部の合格者公表を皮切りに同年7月

24) 24日付『官報』(第3764号)の熊本医科大学臨時附属医学専門部の合格者公表までで7帝大6医科大に臨時附属医学専門部が設置されたことが確認できる。『官報』はいずれもNDLDCで閲覧可能である。以下同様。

24) 『官報』第7316号、1907年11月15日付。

25) ここで著者が言う「広義の傍系」の意味も曖昧である。

治「憲法のなかの『外国』」、早稲田大学比較法研究所編『日本法の中の外国法：基本法の比較法的考察』（早稲田大学比較法研究所、2014年、13-46頁）が参照されたことが記される。そして、これらに加えて「法令、実際の使用例」を参考にして、著者は「外地」を以下のように定義する。

帝国憲法及び諸法令の適用の有無や統治形態の違いに関わらず、日本が実質的に統治、支配していた「1朝鮮」「2台湾」「3関東州」「4南洋諸島^{〔ママ〕}」「5内蒙古」「6南樺太」「7満洲国」「8中華民国」の八地域に、東南アジアの占領地及び諸外国を「9その他国」として加えた九地域を「外地」とする。

日本政府は外地の正式名称を、朝鮮、台湾、南樺太、関東州租借地、日本国委任統治領南洋群島としていたが、本論では上記九地域の区分と名称を使用する(182頁)。

「外地の正式名称」という言葉で何を表そうとしているかもわからないが、政府が「外地」として想定していたものを越えた定義、いわば分析概念として「外地」という名辞を用いていることになる。そうであれば、それが少なくとも研究史上の妥当性を持つことを示さなければならない。

実際、著者は次のように先行研究をまとめる。

清宮、浅野、遠藤、向の見解と法令の規程等から整理すると、事実上の植民地である外地には「完全領土」(純領土)と「不完全領土」(準領土)の区分ができ、前者は朝鮮、台湾、南樺太の三地域、後者は関東州、南洋諸島^{〔ママ〕}の二地域

である。また「領土外の勢力圏」として中華民国、内蒙古、満洲国があり、「その他」に分類した東南アジア(軍政地)がこれに加わる(182頁)。

ただし、この第二文目の妥当性については疑問が残る。たしかに、著者が「外地の法的问题の基本文献となっている」と評した清宮『外地法序説』では「異法領域・特殊統治領域はかならずしも外地に限らぬにしても、外地は常に異法領域・特殊統治領域である」とされる²⁶⁾。しかし著者が参照し、引用している遠藤正敬『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍：満州・朝鮮・台湾』(明石書店、2010年、127頁)には、「帝国憲法体制における異法領域の存在を日本本土の外部に認めるものとなり、それが「外地」と呼称されるものであった」とある²⁷⁾。「異法領域」というものが日本の「帝国憲法体制」下でありながら、異なる法が適用されていたり、内地の法が適用されていない場所を指していると読みとれる。また、遠藤『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍』において第Ⅱ部で満洲国が扱われているが、ここでは「独立国家」と括弧を付して記されているものの、「帝国憲法体制」の外、すなわち、「外地」ではないものとして位置づけられている。

試みに、NDLDCで「外地」の語を用いた法令・公文書を検索してみると、一番古い用例は拓務大臣官房文書課編『外地ニ行ハルル法律調(昭和九年一月一日現在)』(拓務大臣官房文書課、1934年1月22日発行)にある。ここで取りあげられているのは、朝鮮、台湾、南樺太に施行されている法令であり、くわえて「共通法」の適用地域として関東州と南洋群島が挙げられている。「共通法」とは、

26) 前掲、清宮『外地法序説』、25頁。

27) 著者は、前掲、遠藤『近代日本の植民地統治における国籍と戸籍：満州・朝鮮・台湾』から同箇所を引用しているにも関わらず、頁数を明記していなかった。

大正八年法律第三十六号(1918年4月16日付)のことであり、樺太を含む「内地」「朝鮮」「台湾」「関東州」という帝国内の異法地域間の法的な調整をおこなうことを目的とした全19条からなる法律である²⁸⁾。この「共通法」は、大正十二年法律第二十六号(1923年3月28日付)で改正され、第一条で規定されていた地域に「南洋群島」が加えられる²⁹⁾。「共通法」は『官報』を確認する限り、このうち二回改正されている。昭和17年法律第16号「兵役法及共通法中改正」(1942年2月17日付)と³⁰⁾、昭和18年法律第5号「共通法中改正」(1943年3月1日付)である³¹⁾。いずれも戸籍にかんする政策変更にとまなう改正であり、「南洋群島」追加以降、追加された地域はない。「内地」以外の「朝鮮」「台湾」「樺太」「関東州」「南洋群島」のいずれの地域も1929(昭和4)年に拓務省が設置されて以降、拓務省が管轄した地域であり、「外地」という名辞によって、法律上、想定されるのはこれら五地域に限られると考えられる³²⁾。

定義の厳密さという点でいえば、「8中華民國」も妥当なものであるとは言い難い。著者は、官立高工生のデータベースにおいて、史料である『学校一覽』で「出身地または就職先を「中華民國」「支那」「青島」等と表記された地域について中華民國とし、日本の勢力圏下にある外地の一部」(189頁)とする。しかしたとえば、著者も例示している青島は、時期によってその性格が異なる。1914年11月～1922年12月のあいだは、青島を含む膠州湾の旧ドイツ租借地と膠済鉄道および沿線鉱山を日

本が統治した時期であるし、1937年から終戦までは戦時期の侵略地であった。また、「中華民國」「支那」と示されるものであっても、天津、上海、漢口にあった租界は、「日本の勢力圏下にある外地の一部」という捉え方も可能であろうが、それ以外の地域との区別なく分類することは、地域ごとの性格の違いを考慮しないことを意味し、官立高工卒業生の進路先の分析においては適切とはいえない。

そもそも著者は、官立高工卒業生の就職の分析をするに際して、さらにおおきな括りとして「中国関係」という名辞を用いる。「中国関係」とは「中華民國」に「満洲国」、「関東州」、「内蒙古」という地理的な枠組みである。しかも、「中国関係」において就職した1,573人中65%余を占める1,028人の卒業生の就職先は「満洲国」にあった。なぜ「中国関係」という地理区分が必要であるのか不明である。

データベース化した高工生16,718人のうち、転職も含めて1,000人以上が就職した満洲国における就職状況について、著者は「当時の就職誌」を参照し、説明をしている(200頁)。

外地への就職者の多数を占める満洲国・関東州について、当時の就職誌はその実情を次のように伝えている⁽²³⁾。

注(23)によれば、その「就職誌」は林卯吉郎『満洲の就職手引き』(東亜書房、1936年)であり、その「三〇～三一頁」を参照したとある。この書も

28)『官報』第1709号、1918年4月17日付。著者は「準国際私法」(179頁)とするが、「共通法」には刑法や民事手続法などの内容も含まれており、「私法」には限らない。

29)『官報』第3196号、1923年3月29日付。「南洋群島」は日本が日英同盟を根拠として対独戦争に参戦した際に、1914年10月に海軍によって占領され、同年12月より軍政下におかれた。1918年からは民政に移行し、1920年1月にドイツとの平和条約が成立し、1921年4月に国際連盟よりC式委任統治領となった。1922年には南洋庁が設置され、委任統治が開始された。大正十一年勅令第百七号(1923年3月30日付『官報』第2896号(1923年3月31日付))。

30)『官報』第4531号、1942年2月18日付。

31)『官報』第4838号、1943年3月2日付。

32)『外地ニ行ハルル法律調(昭和九年一月一日現在)』と同じ、1934年に公布された昭和九年通信省令第五十一号(1934年6月9日付)は、「外地電話通話規則」というものである。第一条では「外地電話通話」を規定しているが、「内地ト朝鮮及台湾トノ間ニ於ケル電話通話」とされており、ここでは外地=朝鮮・台湾となっている。『官報』第2230号、1934年6月9日付。

NDLDCにあり、ウェブ上での参照が可能である³³⁾。著者は、「満洲国・関東州について」と記しているが、注で示された頁には、南満洲鉄道株式会社の採用状況が記載されているだけである。たしかに、満鉄は関東州から満洲国に営業区域を持ち、両地域で鉄道以外にも事業展開した企業コンツェルンではあり、著者も高工卒業生で関東州・満洲国に就職した者1,197人のうち「一〇%強が満鉄関連」と記しているが(198頁)、満鉄の就職状況が満洲国・関東州を代表することはあっても、一般的な就職状況を示すものではない。

NDLDCで参照すると、同書は満蒙時報社編『満洲の就職手引き：人を求むる新大陸は招く』(圏点は評者による。)であり、満洲国官吏から「ダンサア・女給」まで満洲国・関東州における37の職種・企業についてその就職状況について掲載している。なかには、昭和製鋼所、満洲電業株式会社、満洲航空会社や満洲電信電話会社といった高工卒業生が就職していそうな企業にかんする情報も記されている³⁴⁾。なぜ、満鉄だけをとりあげたのであろうか。せめて満鉄の情報であることを明示しなければならなかったであろう。

史料の閲覧に物理的な拘束がかかることは今も変わらない。史料の所在を探し、閲覧の許可を取り、それがあつた場所に出向く必要がある。ただたほうで、史料のなかには近年、そのアクセスに大きな変化が起こったものもある。史料がデジタル化されウェブ上で公開されるようになり、所在の探索も閲覧もウェブ上で完結できるようになった。

物理的な移動が必要なくなったのである。その功罪はあるとはいえ、デジタル化された史料は誰もが容易に参照することができるようになった。

そこでは史料にアクセスできる者の特権性は奪われる。歴史学においても検証可能性が求められることは昔も今も変わらない。ただかつては、史料へのアクセスのハードルは高く、その検証には時間も資金も手間も必要であった。国立国会図書館に所蔵されていることがわかっていても、そこに出向く必要があつた。しかし、研究環境は大きく変わった。パソコンとインターネットがあれば、ある程度の検証作業はおこなうことができるようになった。史料だけでなく、研究論文もデジタル化され、かなり多くのものがウェブ検索され閲覧されるようになった。

こうした環境下において、歴史研究者は史料の参照において精確な読みが求められる。それだけではなく、なぜその史料を用いるのか、それによってどのような分析が可能になるのかという照応関係を前提とした史料の探索・参照が不可欠となる。ただ自らが必要とするデータを記した史料があるから用いるのではなく、より適切な史料がないか更に探ることが必須となる。今やそれが容易になっている。精確な読みと適切な史料の参照、この二点において、田村の書は課題を抱えている。

(坂野鉄也)

【附記】本稿は、2020年度陵水学術後援会学術調査・研究助成による研究課題名①「近代日本に

33) NDLDC <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1274066> 最終アクセス日:2020年7月21日。

34) 田村のデータベースにも、昭和製鋼所に就職した者が8人いることは述べられている(199頁)。

おける経済学・商業教育をめぐる調査研究」(研究代表者坂野鉄也、研究協力者今井綾乃)、同②「20世紀前期日本の実学実業青年をめぐる修学と就職の連携の実証研究」(研究代表者阿部安成、研究協力者今井綾乃)の成果のひとつである。なお、阿部の稿は次号以降に掲載することとした。

